

埼玉県テニス協会公認大会レギュレーション

埼玉県テニス協会

埼玉県テニス協会公認大会に認定されると、当該大会での上位成績優秀者は、埼玉県春季又は秋季テニス選手権大会(以下、県大会という)への出場資格を取得できる。

過去3年の当該大会で何人が新たに資格を獲得したか(但し、県大会に出場して予選決勝以上に進出した数は除く)によって県大会への割り当て本数を決める。原則は次の通りであるが、参加本数等も考慮して最終的には大会公認委員会において決定する。

| | | | |
|----------------|------|------|------|
| 過去3年間の新たな資格獲得数 | 0～8 | 9～14 | 15以上 |
| 次年度の割り当て | 1アップ | 変更なし | 1ダウン |

(1) 割り当て数は下記の通り。

2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16 以降2ずつ増加

(2) 割り当て本数は当該大会の最大本数であり、減数については主催者が大会要項等で変更できる。

(3) 新規の場合、初年度の割り当て本数は原則として2とし、3年間は大会公認委員会で決定する。

(4) この割り当て本数には、すでに県大会への出場資格を持っている選手も含まれる。

(5) 3年以上の継続大会については、割り当て本数4を最低本数とする。但し、過去2年間の平均参加数が8以下の場合は、割り当て本数2を最低本数とする。

(6) 県大会へ出場できるのは埼玉県に在住又は在勤しており、出場都市テニス協会の会員で、且つ埼玉県テニス協会の会員登録(名簿登録)していることが条件である。

<公認料について>

公認料は1公認大会につき下記の通り。

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 種目数 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 公認料(円) | 20,000 | 25,000 | 30,000 | 35,000 |

公認大会(新規・継続)申請手続き

<申請者の注意事項>

1. 大会終了後、直ぐに大会要項(試合規則・日程等)及び試合結果記録コピー(可)を1部事務局へ送付して下さい。その際、別紙資格取得者一覧表も付けて下さい。
(新規の場合、可能ならば過去3年間の記録を送付して下さい。)

2. 申請書提出の締切りは、新規・継続とも11月末日です。

〈事務局〉
〒362-0031
上尾市東町3丁目1,679番地
スポーツ総合センター 2F
埼玉県テニス協会
開設日時:月・水・金 10:00～16:00
電話:048-778-1213
FAX:048-778-1214

〈公認料振込先〉
埼玉りそな銀行県庁支店
普通預金 No.98026
埼玉県テニス協会
会長 斉藤 博

申請書提出
ハガキ同封

事務局へ

審査

審査結果の通知

公認料納付

領収証発行

公認申請書は事務局に置いてあります。(ホームページからも取出せます。)
返信用ハガキには宛名を明記して下さい。(1枚/1大会)

11月末日までに。

12月に審査する。
(大会公認委員会の開催)

返信用ハガキで通知します。
12月末日までに。

公認された年度の5月1日から6月末迄に左記へ納入して下さい。
※大会公認料が期日までに振込まれない場合は、公認を取り消すことになる可能性があります。

金融機関の振込明細書で代用して下さい。

平成26年(2014年)12月改正